

政令指定都市になれば

1 身近な区役所で多くのサービスが受けられます

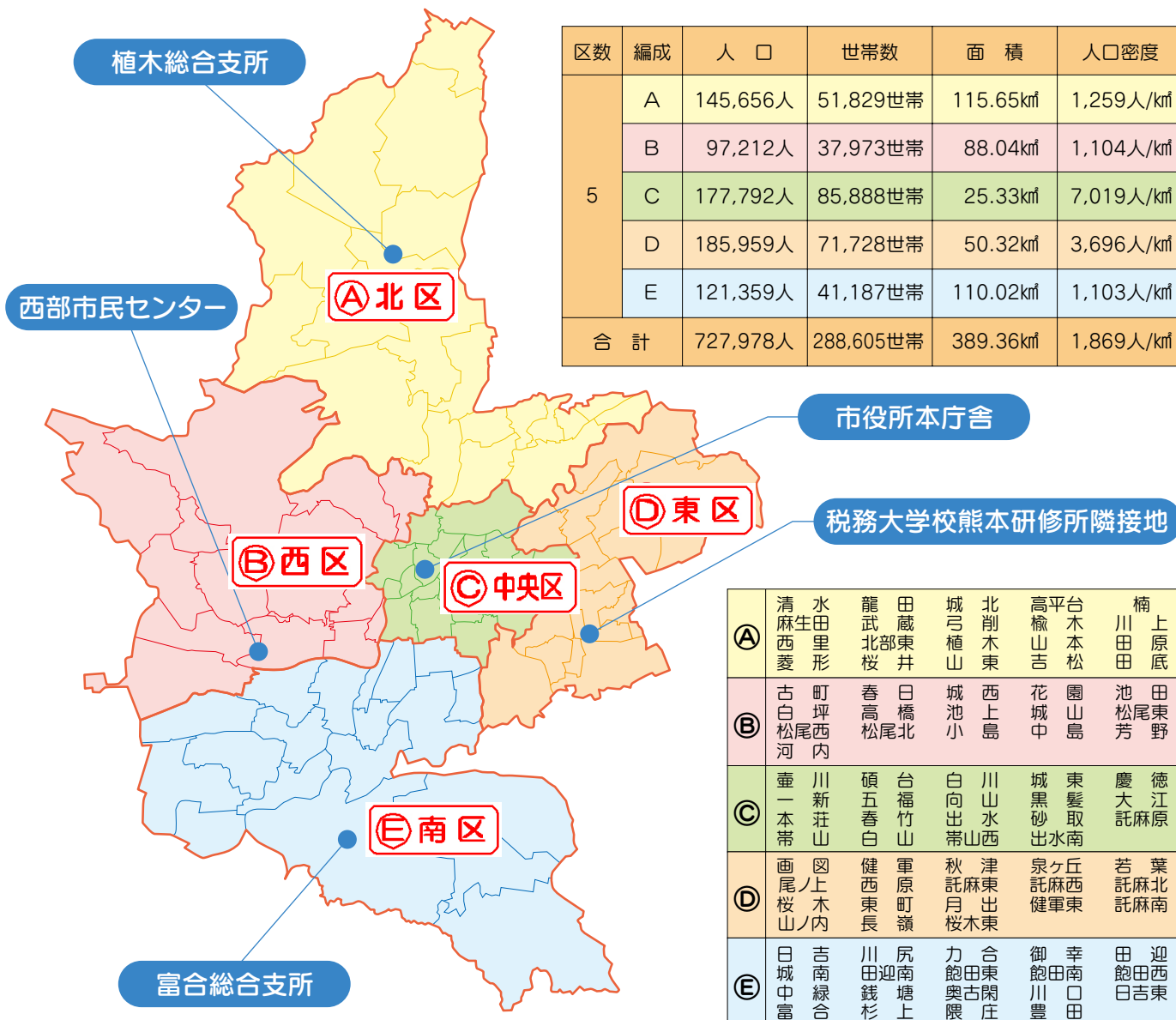
市内が5つの「区」に分けられ、それぞれに区役所が設置されます。

現在、市役所本庁（または総合支所）だけでしか手続き等ができない市民サービスが多くありますが、区役所が設置されれば、日常生活に密着した多くのサービスが最寄りの区役所やその出張所で、受けられるようになります。

また、市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われます。

行政区画の編成及び区役所の位置

熊本市が政令指定都市に移行するときは、市域を5つの行政区に区画し、それぞれの区に区役所を設置します。

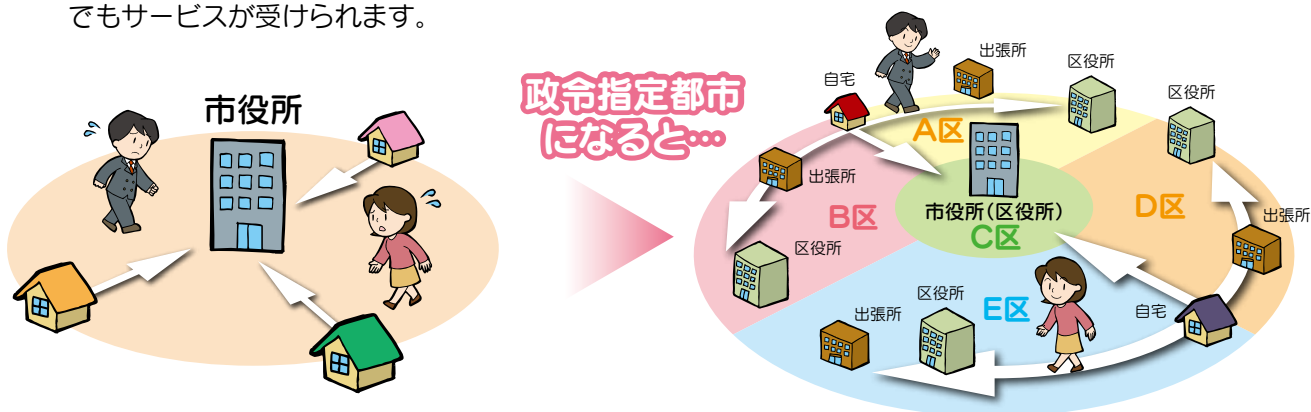


—— 区役所で取り扱う主な業務 ——

部 署		主 な 業 務
区 役 所	総務企画部門	区の総括管理、文書管理、統計、財産管理、予算管理、防災、広報、選挙管理委員会事務局等の業務
	まちづくり推進部門	区の地域振興事業、広聴、自治会、交通安全、防犯、環境、総合相談窓口（土木関係の相談窓口を含む）等の業務
	市民生活部門	戸籍、住民基本台帳登録、外国人登録、印鑑証明、諸証明発行等の業務 パスポートの申請・交付業務
	税務関係部門	個人市民税・県民税（普通徴収分）の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、 原動機付自転車等の標識交付、納税相談・窓口収納、各種税証明等の業務
	健康福祉部門	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、各福祉医療制度申請等の業務 母子・健康増進・精神保健事業、特定疾患対策事業、栄養事業、歯科保健事業等の業務 高齢者・障害者福祉に関する相談・援護、身体障害者手帳・療育手帳の受付・交付、介護保険の認定・サービス利用に関する相談等の業務 生活保護の申請・相談の業務 児童手当・児童扶養手当の認定・支給、母子・寡婦福祉に関する相談・援護等の業務 保育園の入退所等業務
	産業振興部門	農林水産業の振興事業、農業施設の整備・維持管理及び土地改良事業等の業務

●区役所サービスについて

制度上どうしても解消できない一部の手続きを除き、市民の居住する区に関わらず、どの区役所でもサービスが受けられます。



●出張所機能について

現在の総合支所や市民センターは区役所の出張所となり、これまでと同様のサービスを受けることができます。

なお、高齢者や障がい者などの交通弱者の利便性を確保できるよう、それぞれ区役所までの距離が遠い、「清水市民センター」「花園市民センター」「託麻市民センター」「幸田市民センター」の4市民センターについて、旧飽託4町の各総合支所と同様の機能に拡充します。

●保健福祉サービスについて

福祉事務所を各区役所内に設置します。また保健福祉センター機能についても区役所との一体化を図りますが、現行の保健福祉センターのうち、特に区役所までの距離が遠い施設については、健診場所としての機能はもとより、その他の相談・受付等の窓口の機能を一部残すことも含め検討します。